

日弁連 および 国連勧告を尊重し、外国人学校児童・

生徒への処遇改善を求める意見書の請願

日本には現在、200万人を超える外国人が住んでおり、210校以上の外国人学校があります。

町田市にも、約3400人ほどの外国人市民が住んでおり、町田市高ヶ坂にある西東京朝鮮第二初中級学校には48人の児童・生徒が通っています。また、町田市には他の外国人学校に通っている児童もいると思われます。

外国人たちは自力で学校を運営し、子どもたちに自国の言葉や文化とともに、日本語や英語、数学や体育など日本の義務教育課程に相当する教育を行っています。スポーツや芸術サークルなど課外活動も活発に行い、近隣の日本学校、地域住民との交流と相互理解を深めています。

西東京朝鮮第二初中級学校の「ふれあいバザー」や公開授業時に多くの町田市民を招くなど、交流の輪を広げています。

朝鮮学校に通う児童・生徒たちや保護者たちも、町田市のごみリサイクル活動なども積極的に行い、市民として市との関わりを年々深めています。

このような中、外国人学校に対してもその実体に照らし、日本学校と同等の待遇をすべきだという考え方が広がりを見せ、この10年間だけをとってみても、JR定期券の割引率差別の撤廃や高体連主催のスポーツ大会への参加認定、大学・大学院における入学資格が弾力化され、国立大学及び大学院への受験の道が開かれるなど著しい変化がありました。

しかし、現在もなお外国人学校は、自動車教習所などと同じ学校教育法上の「各種学校」にすぎないとして、日本政府は公的な補助をしていません。地方自治体におきましては1970年代ころから助成をするところが増えていますが、その金額は自治体ごとにばらつきがあり、全体的に低い水準にとどまっています。

また、町田市においては、私立学校及び外国人学校保護者補助金が平成15年で撤廃となり、現在朝鮮（外国人）学校に通う児童・生徒とその保護者に対する補助金は支給されていません。

国からの助成がなく、自治体からの補助金もない、もしくは補助金の額が低額なため、外国人学校は苦しい運営をしており、教職員の給与は日本の学校と比べ半分以下という状況です。

お弁当代や、通学に利用する電車やバスなどの交通費、授業料などの教育費等、保護者の経済的負担は近年ますます重くなっています。

国と地方自治体が公立学校に支出している教育費は、2003年度で児童一人当たり、小学

校 908,800 円、中学校 1,026,702 円です。また、東京都が私立学校運営のため実施している経常費補助額は、2005 年度で児童一人当たり、小学校 242,645 円、中学校 269,043 円です。

これに対して、多摩地域にある朝鮮学校二校への補助金額は、都と市区町との合計が、児童一人当たり年額 28,085 円で、公立、私立学校との教育費、補助金などと、大きな格差があり、町田市から補助金が支給されていないこともその一因になっています。

民族教育を受けることは何人にとっても侵すことのできない基本的人権であり、日本人、外国人を問わず普遍的な権利として差別なく認められなければなりません。

日本が批准する国際人権規約（自由権規約第 27 条）と子どもの権利条約（第 30 条）は、マイノリティーの民族集団が「自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しつつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」としており、人種差別撤廃条約（第 2 条第 2 項）も「…文化的、及びその他の分野において、その集団と個人の十分な発展、保護を確保する特別かつ具体的な措置をとる」と規定しています。

これらの条約委員会は、日本政府に外国人学校への助成金その他の税制援助等の差別的な取扱いを撤廃するよう勧告しており、日本弁護士連合会（日弁連）も、外国人学校への差別待遇は「子どもの権利条約」に違反するとして、日本政府に勧告を出しています。昨年 3 月にも、朝鮮（外国人）学校への差別的取扱いは「学習権の侵害」にあたるとして、差別的政策を見直すよう再度勧告しました。

私たちは、民族教育を受けることを選択した児童・生徒と保護者たちに不条理な差別が待ち受ける状況を是正するため、東京都および東京都各市が日弁連および国連勧告を尊重し、以下のような待遇改善措置を行うよう求めてきました。

1. ~~東京都各市においては、朝鮮学校をはじめとする外国人学校に通う児童・生徒とその保護者の補助金を未実施の市は支給すること、また実施している市においては増額すること~~
1. 東京都においては朝鮮学校をはじめとする外国人学校への補助金を増額すること
2. 東京都及び東京都各市は国に対し寄付金税制等の差別的待遇を改めるように要請すること

この要望に対し、町田市民を含む、1 万 ~~251~~⁵⁰⁰⁷ 名の日本人、外国人が賛同し署名しました。
(日本人 40%、在日外国人 60%)

~~以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。~~